

特定所有者不明土地を使用する権利の取得についての裁定申請（公告）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、地域福利増進事業を実施する者（以下「申請者」という。）から、特定所有者不明土地を使用する権利の取得について裁定の申請があったので、法第11条第4項の規定により公告するとともに、令和4年3月24日までの間、縦覧に供する。

令和3年9月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 申請者の名称
粟島浦村
- 2 地域福利増進事業の種類
公園、緑地、広場又は運動場（防災空地）の整備に関する事業
- 3 事業区域
岩船郡粟島浦村字内浦235番 他6筆
- 4 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

(1) 所在

岩船郡粟島浦村字内浦

(2) 地番

235番、240番及び246番

(3) 地目

畑

- 5 法第11条第4項の規定による裁定申請書等の縦覧場所

(1) 新潟県庁土木部用地・土地利用課

(2) 粟島浦村役場産業振興課

- 6 異議等の申出

次の(1)又は(2)に掲げる者は、縦覧期間内に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成30年国土交通省令第83号）第22条で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、知事に当該(1)又は(2)に掲げる事項を申し出ることができる。

- (1) 特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者であつて、法第10条第2項の裁定申請書、同条第3項第1号の事業計画書又は同項第2号の補償金額見積書に記載された事項（裁定申請書にあつては、同条第2項第1号及び第6号に掲げる事項を除く。）について異議のあるもの

当該異議の内容及びその理由

- (2) 特定所有者不明土地の所有者であつて、法第10条第3項第2号の補償金額見積書に特定所有者不明土地の確知所有者として記載されていないもの（(1)に掲げる者を除く。）

当該特定所有者不明土地の所有者である旨

- 7 異議等の申出がない場合

この公告の日から6月以内に6の異議等の申出がないときは、知事が法第13条第1項の裁定をすることができる。